

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2020年1月1日
(第11期)	至	2020年12月31日

アマタホールディングス株式会社

京都府京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町535番地

目次

頁

表紙		
第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
1.	主要な経営指標等の推移	1
2.	沿革	3
3.	事業の内容	4
4.	関係会社の状況	8
5.	従業員の状況	9
第2	事業の状況	10
1.	経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	10
2.	事業等のリスク	12
3.	経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	15
4.	経営上の重要な契約等	19
5.	研究開発活動	19
第3	設備の状況	20
1.	設備投資等の概要	20
2.	主要な設備の状況	20
3.	設備の新設、除却等の計画	20
第4	提出会社の状況	21
1.	株式等の状況	21
(1)	株式の総数等	21
(2)	新株予約権等の状況	21
(3)	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	21
(4)	発行済株式総数、資本金等の推移	21
(5)	所有者別状況	21
(6)	大株主の状況	22
(7)	議決権の状況	22
2.	自己株式の取得等の状況	23
3.	配当政策	23
4.	コーポレート・ガバナンスの状況等	24
(1)	コーポレート・ガバナンスの概要	24
(2)	役員の状況	28
(3)	監査の状況	32
(4)	役員の報酬等	35
(5)	株式の保有状況	35
第5	経理の状況	36
1.	連結財務諸表等	37
(1)	連結財務諸表	37
(2)	その他	63
2.	財務諸表等	64
(1)	財務諸表	64
(2)	主な資産及び負債の内容	70
(3)	その他	70
第6	提出会社の株式事務の概要	71
第7	提出会社の参考情報	72
1.	提出会社の親会社等の情報	72
2.	その他の参考情報	72
第二部	提出会社の保証会社等の情報	73

[監査報告書]

[内部統制報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年3月18日
【事業年度】	第11期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
【会社名】	アマタホールディングス株式会社
【英訳名】	AMITA HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 熊野英介
【本店の所在の場所】	京都府京都市中京区烏丸通押小路ル秋野々町535番地
【電話番号】	075（277）0378（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 唐鎌真一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番地7
【電話番号】	03（5296）9371
【事務連絡者氏名】	取締役 唐鎌真一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高 (千円)	4,729,691	4,803,630	4,704,183	4,744,052	4,608,264
経常利益 (千円)	53,960	114,327	140,664	246,790	292,327
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△26,249	△337,186	24,299	162,557	388,679
包括利益 (千円)	△33,676	△353,295	52,806	157,558	384,476
純資産額 (千円)	568,837	214,306	267,051	424,609	809,085
総資産額 (千円)	4,230,376	3,802,291	3,665,101	3,826,734	4,311,276
1株当たり純資産額 (円)	486.51	183.29	228.40	363.16	691.99
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△22.45	△288.38	20.78	139.03	332.43
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	13.4	5.6	7.3	11.1	18.8
自己資本利益率 (%)	—	—	10.10	47.00	63.01
株価収益率 (倍)	—	—	148.70	21.58	8.93
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	430,713	165,443	288,847	430,071	391,688
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△516,642	△79,601	△79,662	△166,040	△29,842
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△34,930	△40,348	△159,418	△152,187	96,808
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	579,810	622,541	667,387	778,421	1,235,749
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	161 (60)	164 (58)	161 (65)	157 (61)	161 (66)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第7期及び第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第9期、第10期及び第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第7期及び第8期の自己資本利益率、株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月		2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
営業収益	(千円)	608,508	561,228	554,160	520,242	536,820
経常利益又は経常損失 (△)	(千円)	△88,130	△68,061	△49,694	42,066	△41,635
当期純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	△118,126	△70,470	△58,245	28,971	△33,180
資本金	(千円)	474,920	474,920	474,920	474,920	474,920
発行済株式総数	(株)	1,169,424	1,169,424	1,169,424	1,169,424	1,169,424
純資産額	(千円)	490,896	420,425	362,118	391,090	357,910
総資産額	(千円)	2,328,941	2,261,154	2,110,357	2,187,162	2,363,436
1株当たり純資産額	(円)	419.85	359.57	309.71	334.49	306.11
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配 当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又 は1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△101.03	△60.27	△49.82	24.78	△28.38
潜在株式調整後1株当 り当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	21.1	18.6	17.2	17.9	15.1
自己資本利益率	(%)	—	—	—	7.69	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	121.07	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	40 (9)	33 (8)	36 (12)	23 (5)	32 (4)
株主総利回り (比較指標：TOPIX(配当 込み))	(%) (%)	82.5 (100.3)	347.3 (122.6)	438.9 (103.0)	426.1 (121.7)	421.9 (130.7)
最高株価	(円)	768	2,580	4,500	3,400	3,000
最低株価	(円)	496	575	2,240	2,874	2,151

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 第7期、第8期、第9期及び第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第7期、第8期、第9期及び第11期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。また、第10期の配当性向については、配当が無いため記載しておりません。

4. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであります。

2 【沿革】

2010年1月	アマタ株式会社の単独株式移転により持株会社アマタホールディングス株式会社を設立し、大阪証券取引所ヘラクレス（2010年10月よりJASDAQ（グロース））に新規上場（アマタ株式会社は2009年12月に上場廃止）
2010年4月	アマタ株式会社において、株式会社アマタ環境認証研究所、アマタプロパティーズ株式会社を新設分割設立
2010年4月	アマタ株式会社は、川崎市川崎区に川崎循環資源製造所を開設
2010年6月	アマタ株式会社は、北九州市若松区に北九州循環資源製造所を開設
2011年4月	アマタエコブレン株式会社をアマタ株式会社に吸収合併
2011年9月	株式会社トビムシの株式を譲渡
2012年1月	本社を東京都千代田区から京都府京都市に移転
2013年7月	大阪証券取引所と東京証券取引所の市場統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（グロース）に上場
2013年12月	本店を東京都千代田区三番町から東京都千代田区九段北に移転
2014年1月	アマタプロパティーズ株式会社をアマタ株式会社に吸収合併
2014年1月	本社を京都府京都市上京区から京都府京都市中京区に移転
2015年3月	本店を東京都千代田区から京都府京都市に移転
2015年4月	株式会社アマタ環境認証研究所をアマタ株式会社に吸収合併
2015年10月	アマタ株式会社は、宮城県本吉郡南三陸町に南三陸BIOを開設
2015年12月	KUB-BERJYAYA ENERGY SDN. BHD.（現BERJAYA ENERGIES SDN. BHD.）（マレーシア）との共同出資により、マレーシアにAMITA KUB-BERJYAYA KITAR SDN. BHD.（現AMITA BERJAYA SDN. BHD.）（40%持分法適用関連会社）を設立
2016年3月	台湾阿米達股份有限公司は、台湾彰化県に台湾循環資源製造所を開設
2020年6月	台湾阿米達股份有限公司の株式を譲渡

当社は、2010年1月4日にアマタ株式会社の単独株式移転により、同社を完全子会社とする持株会社として設立いたしました。株式移転前のアマタ株式会社の沿革は以下のとおりであります。

1977年4月	亜鉛・鉛の間屋業務と鉄鋼ダストの物流管理業務を行う目的で、兵庫県姫路市にスミエイト興産株式会社（資本金500万円）を設立
1989年4月	スミエイト株式会社に社名変更
1992年7月	兵庫県姫路市に産業廃棄物の再資源化施設（産業廃棄物中間処理施設）姫路工場（現姫路循環資源製造所）完成
1994年6月	日立化成グループとの共同出資により、茨城県下館市（現筑西市）に日化スミエイト株式会社（50%持分法適用関連会社）を設立
1995年5月	日化スミエイト株式会社本社工場（現茨城循環資源製造所）が完成
1997年9月	兵庫県姫路市にセメントの粘土代替原料化のための再資源化施設を擁する第二工場完成
2000年4月	アマタ株式会社に社名変更 姫路工場（現姫路循環資源製造所）をスミエイト株式会社（100%連結子会社）として分社設立
2001年11月	本社を兵庫県姫路市から東京都千代田区に移転
2005年4月	スミエイト株式会社（100%連結子会社）を吸収合併
2005年8月	京都府京丹後市に新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の「新エネルギー等地域集中実証研究」を行う施設として京丹後循環資源製造所を開設
2006年6月	株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット（ヘラクレス）に上場
2006年11月	日化スミエイト株式会社を完全子会社化
2007年4月	日化スミエイト株式会社（100%連結子会社）を吸収合併 茨城循環資源製造所に名称変更
2009年2月	株式会社アマタ持続可能経済研究所、アマタエコブレン株式会社、株式会社トビムシを新設分割設立

3 【事業の内容】

当社グループは連結財務諸表提出会社である当社、当社の連結子会社3社（アマタ株式会社、株式会社アマタ持続可能経済研究所、AMITA ENVIRONMENTAL STRATEGIC SUPPORT (MALAYSIA) SDN. BHD.）及び持分法適用関連会社1社（AMITA BERJAYA SDN. BHD.）により構成されております。当社グループは、「循環型社会システム」の提供を通じて、「持続可能社会＝発展すればするほど自然資本と人間関係資本が増加する社会」の実現に貢献する未来デザイン企業を目指しております。

当社の連結子会社であった台湾阿米達股份有限公司は、2020年6月11日付で全株式を譲渡したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

また、持分法適用関連会社であるAMITA KUB-BERJAYA KITAR SDN. BHD.は、2020年8月5日付でAMITA BERJAYA SDN. BHD.に社名を変更しております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

また、当連結会計年度より、報告セグメントを単一セグメントに変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

当社グループは、サステナブルな企業経営・自治体運営を目指す顧客との共創により、社会の持続性向上を目指す「社会デザイン事業」を提供しております。具体的には次のとおりであります。

(1) 企業の統合的サステナビリティ最適化支援、各種コンサルティング

顧客企業の持続性向上を目的に、長期ビジョンの策定から戦略立案・実行までトータルで支援しております。サーキュラーエコノミーや気候変動対策、ESG・SDGs経営等に関するメガトレンドの研修、サプライチェーンのリスク・機会分析、中長期ビジョン・ロードマップの作成、原料・資源の循環調達や循環スキーム構築の支援等を行っております。

(2) 環境管理業務効率化支援

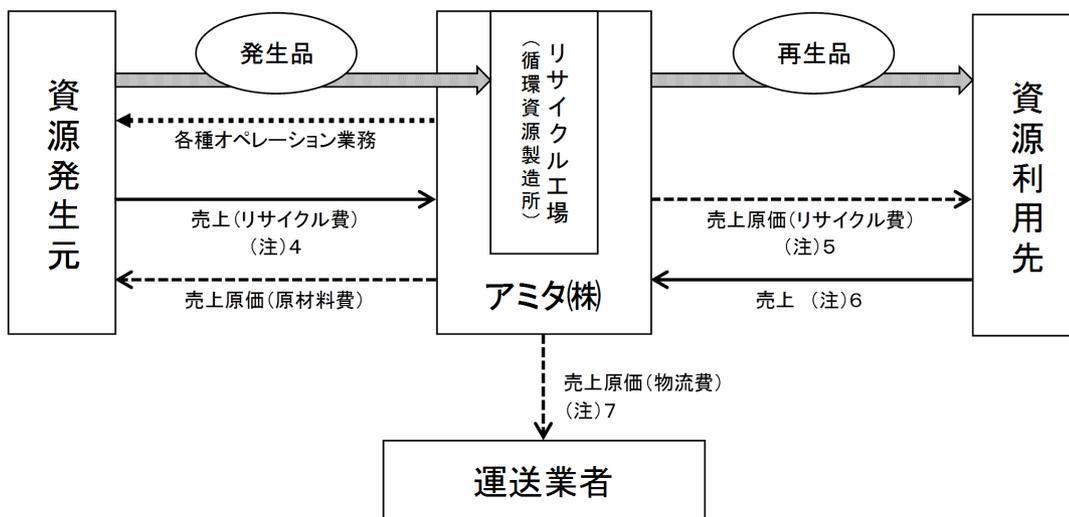
煩雑かつリスクが高いとされる、企業の環境管理業務を支援するため、業務に必要な各種データを一元管理できるクラウドサービス、管理業務を一括で代行するアウトソーシングサービス等を提供しております。

(3) 地上資源製造（100%リサイクル）

発生品（注1）の成分や形状により、資源発生元（注2）から直接資源利用先（注3）への受入が困難な場合等に、アマタ㈱の地上資源製造施設において、セメント原料や非鉄原料等への利用が可能な状態にリサイクル（中間処理）し、地上資源として資源利用先へ提供しております。また、以下の地上資源について、有価物評価される場合には販売を行っております。

- ・セメント焼成用補助燃料及び非鉄製錬・製鉄業の代替燃料（スラミックス®）
- ・非鉄金属原料
- ・その他

なお、地上資源製造（100%リサイクル）は、アマタ㈱の他、アマタが地上資源製造技術を提供している協業企業のネットワークであるアマタ地上資源パートナーズや、持分法適用関連会社であるAMITA BERJAYA SDN. BHD.の地上資源製造施設でも行っております。



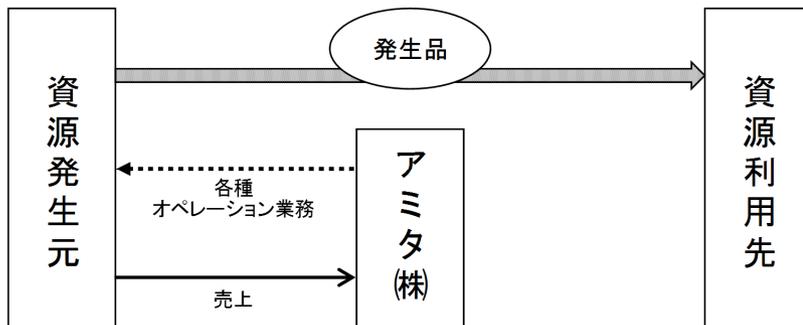
- (注) 1. 発生品とは、産業廃棄物及び有価物（注8）。
2. 資源発生元とは、産業廃棄物の排出事業者及び原材料の仕入れ先。
3. 資源利用先とは、産業廃棄物の受入事業者及び有価物の販売先。
4. アマタ㈱が行う地上資源製造（産業廃棄物の中間処理）に伴い発生する対価の受入。
5. アマタ㈱が製造した再生品を資源利用先が引き取る際の対価の支払。
6. 再生品の販売による対価の受入。
7. 発生品及び再生品の輸送に対する運送代金。
8. 有価物とは、発生品のうちアマタ㈱が資源発生元に代金を支払って引き取ったもの及び資源利用先への販売が可能なもの。

資源利用先に対しては資源・素材の安定的な供給を行っております。発生品は生産過程において排出される廃棄物であるという性質上、安定した品質と物量の確保が困難であります。アマタ㈱は資源利用先の必要とする成分情報を正確に把握し、リサイクル提案時の分析・テスト等を通じて最適な発生品の探索を行うとともに、発生品の成分等が資源利用先の要求する基準に達しない場合にはアマタ㈱のリサイクル工場において加工処理を行うことで資源利用先の規格条件に適合する再生品を供給いたします。

(4) リサイクルオペレーション

アマタ㈱が提供するリサイクルオペレーションは、資源発生元の工場等から発生する発生品や発生工程（製造工程）の調査分析を行い、適切な再生方法の企画・立案と効率的な物流ルートの検討を通じて資源発生元に対して最適なリサイクル提案を行います。提案に基づいてアマタ㈱は資源利用先や運送業者の紹介を行い出荷調整や配車手配、代金支払業務（複数の資源利用先に対する代金支払を一括して当社に行っていただき支払業務の簡略化とコスト削減を行います。）等の煩雑なオペレーションに関してサービス提供を行います。

[フロー図] リサイクルオペレーション：発生品が廃棄物の場合



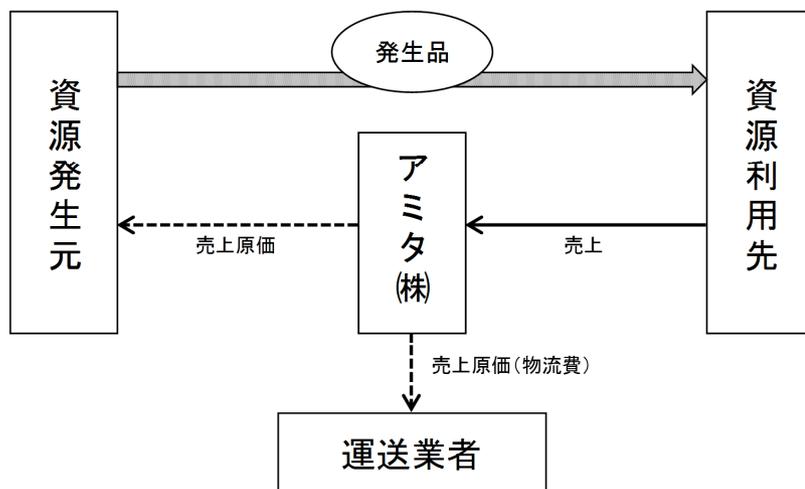
リサイクルオペレーションの流れ

リサイクル提案	発生品の分析・リサイクル方法の検討	資源発生元の発生品サンプルの分析、発生工程の確認等を行い再資源としての利用方法やリサイクル方法を検討。必要な場合には、発生工程の改善案（作業内容・機器等の導入）を提案。
	↓	
	資源利用先の選定	想定される資源利用先・運送業者を複数選定し各社と受入れ規格等、諸条件を調整。
リサイクル業務に関わる各種オペレーション	↓	
	報告書・見積書提出	資源発生元に対してアマタ㈱内での地上資源製造も含め、リサイクル方法を提案。
	↓	
	初期条件設定	資源利用先・運送業者と小ロットでの搬入テストを実施。また、必要な場合には自治体との事前協議にも対応。
リサイクル業務に関わる各種オペレーション	↓	
	運用	運送業者への配車調整、資源発生元及び資源利用先の入出荷調整を実施。品質・荷姿・納期遅れ等の各種トラブルにも随時対応・調整。また、資源発生元から資源利用先への処理費用の支払業務を代行。
	↓	
	継続的な見直し	発生品の成分変更時等にはリサイクルの改善提案を実施。

(5) 資源販売

発生品が有価物の場合には、資源発生元から発生品を仕入れ、資源利用先へ販売を行っております。

[フロー図]資源販売：発生品が有価物の場合



(6) 環境認証審査サービス

アマタ株は、適切な森林経営・管理に関する認証（FSC®・FM認証）及び認証木材を使用した製品管理に関する認証（FSC®・COC認証、PEFC™・COC認証）の審査並びに監査業務を行っております。また、MSC認証機関として水産物の加工流通過程の管理の認証（MSC・COC認証）、ASC認証機関として養殖場の認証（ASC・FARM認証）及び加工流通過程の管理の認証（ASC・COC認証）業務も行っております。

(7) 地域のサステナビリティ向上を支援する調査・研究・事業開発等

アマタ株は、サステナブルな地域運営を目指す自治体・企業等と連携して、地域の4大課題（少子高齢化・人口減少・雇用縮小・社会保障費の増大）を解決する自立分散型の地域創生に向けた調査・研究・事業開発等を行っております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所 有割合(%)	関係内容
(連結子会社) アマタ㈱ (注) 1、2	東京都 千代田区	473,239	社会全体のサステナビリティ最適化支援を統合的に提供する事業(統合的サステナビリティ最適化支援、環境管理業務効率化支援、100%リサイクル、リサイクルオペレーション、各種コンサルティング、調査・研究、認証関連サービス、等)	100	役員兼任3名。 資金援助あり。 銀行借入に対する債務被保証及び土地建物の担保受入あり。 管理業務委託契約あり。
㈱アマタ持続可能経済研究所	京都市 中京区	20,000	環境に関わる調査・研究	100	役員兼任3名。 資金援助あり。
AMITA ENVIRONMENTAL STRATEGIC SUPPORT (MALAYSIA) SDN. BHD. (注) 1、3	マレーシア クアラルンプール	千マレーシア リンギット 2,300	地上資源製造(100%リサイクル)	100 (100)	役員兼任1名。
(持分法適用関連会社) AMITA BERJAYA SDN. BHD. (注) 3、5	マレーシア クアラルンプール	千マレーシア リンギット 5,000	地上資源製造(100%リサイクル)	40 (40)	役員兼任1名。

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. アマタ㈱については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、当社グループの単一セグメントである社会デザイン事業の売上高に占める割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。
3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数となっております。
4. 連結子会社でありました台湾阿米達股份有限公司は、2020年6月11日付で全株式をZhong Bao Co., Ltd.に譲渡したため、同社を連結の範囲から除外しております。
5. AMITA KUB-BERJAYA KITAR SDN. BHD. は、2020年8月5日付でAMITA BERJAYA SDN. BHD. に社名を変更しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年12月31日現在

従業員数（名）	
161	(66)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. セグメント情報との関連は、単一セグメントであるため記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2020年12月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
32 (4)	38.5	8.5	5,314

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. セグメント情報との関連は、単一セグメントであるため記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（2021年3月18日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループでは、「産業が発展すればするほど、自然資本と人間関係資本が増加する、持続可能な社会の実現」という基本理念のもとで、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、事業資本の最大化及び株主の皆様やお客様をはじめ社会から高い信頼と評価を得る会社の実現を目指しております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、成長性・収益性については売上高、営業利益及び営業利益率を、資本効率についてはROE（株主資本利益率）を経営の重点指標としており、これらの改善及び向上を行うことを目標としております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

中期的な強化項目として3つの強化項目を挙げております。

① 社会デザイン事業における独自サービスの提供拡大

- ・企業の持続性・社会的価値の向上に向けた統合的サービスの開発及び顧客への提案力強化
- ・ICTとアウトソーシングによる環境管理業務の効率化支援サービスの提供拡大及びサービス品質の向上に注力
- ・産官学民連携による、サーキュラーエコノミーの実現を目的としたプラットフォームの開発・運用
- ・新たな地上資源（リサイクル製品）の開発・製造の拡充や、再資源化困難物等のリサイクル設備導入による100%リサイクルサービスの多機能化・高付加価値化
- ・パートナー企業を含む全国の資源循環プラットフォームを駆使したリサイクル提案力の強化と廃棄物管理トータルソリューションの推進
- ・地域の4大課題（少子高齢化・人口減少・雇用縮小・社会保障費の増大）を解決する自立分散型の地域創生に向けたサービスの確立と水平展開

② 海外展開の推進

- ・アジア圏での地上資源事業の展開・拡大
- ・貿易取引の販路拡大と取扱商品拡大
- ・地域内資源循環システムの構築と水平展開

③ 組織力の向上

- ・組織の機能及び連携の強化
- ・人材教育の強化
- ・企業文化の再構築
- ・ステークホルダーとの関係性強化

上記施策とグループ全体でのコスト削減施策を確実に実施していくことで経営基盤を強化し、「循環型システム」を創るリーディング・カンパニー・グループとして事業の成長・拡大を図ってまいります。

(4) 経営環境及び優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

企業を取り巻く状況に目を向けますと、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に減衰していくと思われるものの当面継続する見通しであります。また、海外経済の不確実性向上や自然災害の頻発、AIやICT等の急速な技術革新、そして、投資家や企業のESG〔環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）〕重視の流れが加速し、国内外を問わず脱炭素やサーキュラーエコノミー型ビジネスへの移行が求められております。

こうした状況の中、企業や自治体は持続性を向上させる事業運営の必要性に直面しており、1社だけでは解決しえない領域も含め、柔軟かつスピード感のある対応とこれらを乗り切る事業力強化やイノベーション創造に資する施策へのニーズが一層に高まっていると考えております。

このような状況の中で、当社グループは「未来デザイン企業」として、“産業と暮らしのRe・デザイン”をテーマに、グループミッションである持続可能な社会の実現に直結する「社会デザイン事業」の確立に向けた商品開発・展開を推進いたします。2021年から2023年までの3年間は、市場創造への挑戦期間と位置づけ、持続可能な企業経営・地域運営を伴走支援する新サービス開発に注力いたします。

産業のRe・デザインにおいては、これからの持続的な経営スタイルとして、複雑性を重ねて動的調和を保つ自然界の知恵に習った「エコシステム経営」を提唱いたします。エコシステム経営の3要素は、ステークホルダーを統合する「ミッション」、環境変化に対応して組織内外の経営資源を再結合・再統合する能力「ダイナミック・ケイパビリティ」、サプライチェーンの持続性を高める「循環型ビジネスモデル」であります。約40年に渡り培ったサステナビリティ分野の良質なネットワーク並びに人・資源・情報のプラットフォームを活かし、上述の「エコシステム経営」を推進する新たなパッケージ商品「Cyano Project（シアノプロジェクト）：循環型事業創出プログラム」を中心に、「サーキュラーエコノミー」「気候変動対策」といった重要テーマについて、ビジョン策定から実行までの全工程を統合的にサポートしてまいります。

暮らしのRe・デザインにおいては、商品プロトタイプ構築及び事業モデルの確立に注力いたします。中軸サービスとして開発を進めてきた「互助の関係性を生み出すプラットフォーム」（MEGURU STATION®：めぐるステーション）を改良・機能強化し、奈良県生駒市をはじめ、複数地域で仮説検証を実施予定であります。地域の4大課題（少子高齢化・人口減少・雇用縮小・社会保障費の増大）を解決する、自立分散型の統合的タウンマネジメントの中核商品化を目指してまいります。

さらに「社会デザイン事業」の確立に向けた商品開発・展開と並行し、成長期にあるサービス（シリコンスラリー廃液の100%リサイクルサービス、環境認証審査サービス、海外マレーシア事業等）の提供加速による収益力の強化、並びに経営基盤の強化を推進いたします。また組織機能の強化や人材育成の強化に加え、企業文化の再構築（人事制度の改定、目標管理手法の見直し等）や、ステークホルダーとの関係強化・社会的認知度の向上等に繋がる施策等、良質な経営資源の増幅に向けた仕組みづくりに取り組んでまいります。

財務上の課題に関連して、事業撤退を進めていた台湾阿米達股份有限公司の株式譲渡が2020年6月11日に完了したことにより、当連結会計年度において株式売却益並びに繰延税金資産の計上による法人税等調整額の計上及び法人税等還付税額の計上を行うこととなり、親会社株主に帰属する当期純利益が増加いたしました。当期純利益の計上により、自己資本比率は改善してきましたが、財務体質の更なる改善に努めてまいります。また、既存借入金のリファイナンス及び今後の経営計画を推進する上で必要な財務基盤の安定化を目的として、2020年10月30日に15億円のシンジケートローン契約を締結しましたが、今後とも各銀行との緊密な連携等により財務基盤を安定化することで、社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、更なる企業価値の向上に向けて邁進してまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会計の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（2021年3月18日）現在において当社グループが判断したものであります。

① 当社グループが紹介する産業廃棄物の収集・運搬業者や中間処理業者による不法投棄等によるリスク

当社グループが資源発生元に対して提案・紹介する産業廃棄物の収集・運搬業者や中間処理業者については、その選定の過程で許認可の取得状況や財務状況等を訪問調査や外部の信用調査機関等による調査で確認を行い、信用できると当社グループが判断した業者に限定して紹介をしております。しかし、当社グループの紹介した業者が不法投棄等を行った場合、当社グループが「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、廃棄物処理法）等に基づく罰則を受けることはありませんが、当社グループの信用が低下し、当社グループの事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

② リサイクル工場施設の賃貸借契約について

当社グループのリサイクル工場のうち、姫路循環資源製造所においては施設用地の一部（総面積21,487.43㎡中、7,505.55㎡分）及び工場建物の一部、北九州循環資源製造所においては施設用地、川崎循環資源製造所においては工場建物を賃借しております。

現時点においては、用地及び建物の貸主と当社グループの関係は良好であり、貸主から契約期間中の解約の申し出がなされる可能性は低いものと考えておりますが、貸主側の事情の変更等により、予期せぬ解約の申し出がなされる可能性があります。仮に、解約の申し出がなされた場合、当該施設は産業廃棄物の中間処理施設であることから、代替の用地及び建物の確保には相当の困難が伴うものと予想されます。従って、解約の申し出がなされた場合に代替の用地及び建物が適時に確保できない場合には、当社グループの事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 法的規制について

当社グループが行う地上資源事業は、廃棄物処理法上、産業廃棄物の処分に該当し、また、発生品の運搬に関して積み替えのための保管を行うことは産業廃棄物の収集・運搬に該当します。従って、当社グループの地上資源事業は廃棄物処理法の規制を受けることとなります。

(イ) 産業廃棄物処理業許可

廃棄物処理法上、産業廃棄物の収集・運搬（保管・積み替えを含む）及び処分（中間処理・再生を含む）を業として行うためには各自治体の許可が必要とされております。そのため、当社グループは、以下のような産業廃棄物処理業に関する許可を取得しており、その有効期限はそれぞれ以下に示すとおりとなっております。

<アミタ株式会社>

- a. 産業廃棄物処分業許可（姫路市長）許可番号07023000689号 2027年11月1日
- b. 特別管理産業廃棄物処分業許可（姫路市長）許可番号07073000689号 2027年11月1日
- c. 産業廃棄物処分業許可（茨城県知事）許可番号00821000689号 2027年12月25日
- d. 特別管理産業廃棄物処分業許可（茨城県知事）許可番号00871000689号 2027年12月25日
- e. 産業廃棄物処分業許可（川崎市長）許可番号05720000689号 2022年3月31日
- f. 産業廃棄物処分業許可（北九州市長）許可番号07620000689号 2022年6月28日
- g. 産業廃棄物収集運搬業許可（大阪府知事）許可番号02700000689号 2021年10月22日
- h. 産業廃棄物収集運搬業許可（兵庫県知事）許可番号02802000689号 2023年4月26日
- i. 産業廃棄物収集運搬業許可（姫路市長）許可番号07013000689号 2027年11月1日
- j. 産業廃棄物収集運搬業許可（岡山県知事）許可番号03303000689号 2024年8月21日
- k. 産業廃棄物収集運搬業許可（広島県知事）許可番号03400000689号 2021年11月5日
- l. 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（兵庫県知事）許可番号02852000689号 2022年7月1日
- m. 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（姫路市長）許可番号07063000689号 2027年6月14日

(ロ) 事業活動の停止及び取消し要件について

廃棄物処理法上、不法投棄、無許可営業、無許可変更及びマニフェスト虚偽記載等一定の要件に該当する場合には、当社グループに対し事業の停止命令及び許可の取消し処分がなされる場合があります。

当社グループは、内部監査等を通じて定期的に業務における法令遵守の確認を行い、廃棄物処理法の事業停止要件、許可取消し要件に該当することのないよう努めておりますが、万が一、当社グループの業務がこれらの要件に該当し、事業停止命令、許可取消し処分がなされた場合、当社グループの強みである自社製造所による地上資源製造業務が不可能となり、当社グループの事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 許可の更新

廃棄物処理法上、産業廃棄物処理業の許可は有効期限が5年間（優良産業廃棄物処理業者認定制度による優良認定を受けた場合は7年間）とされており、当社グループが有する産業廃棄物処理業の許可には上記のような有効期限が定められているため、上記の許可の有効期限が切れる場合は許可を更新する必要があります。また、更新が認められるためには廃棄物処理法上の基準に適合している必要があります。

現在当社グループは、当該基準に適合しており、許可が更新されない事由は発生しておりませんが、今後の更新時に廃棄物処理法に規定されている基準に当社グループが適合していると認められない場合には、更新がされないこととなります。このような場合には、当社グループの地上資源製造施設等の操業が停止することで当社グループの事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ニ) 新たな処理業の許可又は事業の範囲の変更の許可の取得

当社グループが新たな事業展開を行っていくにあたっては、事業の範囲の変更の許可又は許可の新規取得が必要となってくる場合が考えられますが、これらの許可を取得するためには、当社グループが廃棄物処理法の基準に適合している必要があります。

現在当社グループは、当該基準に適合しており、許可の取得が認められない事由はございませんが、万が一、廃棄物処理法に規定されている基準に当社グループが適合していると認められない場合には、許可の申請が却下されることとなります。また、当社グループがすでに取得している廃棄物処理業許可の停止並びに取消し要件に該当した場合、新規の許可取得は不可能となります。このような事態が発生した場合、新規事業の展開自体が不可能となり、当社グループの事業展開に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 環境認証審査サービスについて

当社グループが行う環境認証審査サービスでは、業務執行に当たって、FSCについては審査会社としての資格、MSC・ASCについては認証機関としての資格を維持するため、それぞれFSC認証機関（Soil Association、ソイルアソシエーション）及び第三者認定機関であるASI（Accreditation Service International、国際認定サービス）の各種監査を受けます。当社グループは、サービスのQMS（Quality Management System、品質管理システム）の維持・向上に取り組んでおりますが、当該監査を通過できなかった場合、審査及び認証サービスの資格が一時停止又は取消されることで当社グループの事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 為替変動の影響について

当社グループは台湾・韓国等の海外の会社とも取引を行っており、これらの会社との取引は主に米ドル建てであります。海外事業の展開に伴い現地通貨建て取引が拡大する見通しであることから、円/米ドル並びに、円/現地通貨の為替レートの変動リスクが発生いたします。為替変動のリスクは完全に排除することは困難であり、為替変動は当社グループの業績に影響を及ぼすことがあります。

⑥ 財政状況、経営成績について

(イ) 借入金の依存度について

当社グループの事業においては、循環資源製造所における設備投資や効率的な営業戦略を実行するためのIT設備投資及び営業網拡大・人員増強等のための投資が不可欠ですが、これらの投資により、2020年12月期末における総資産に占める借入金の比率は44.1%であります。今後、経済情勢の変化による金利上昇により支払利息負担が増大することで、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ロ) 業績の変動について

当社グループの事業において扱う発成品は、資源発生元の製造工程から副次的に発生する物であり、製造業において大幅な生産調整が行われた場合、発成品の取扱量も想定を下回ることで、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 競争の状況について

当社グループは企業のサステナビリティ向上ニーズに対して、約40年に渡り培ったサステナビリティ分野の良質なネットワーク並びに人・資源・情報のプラットフォームを活かした統合的な提案を行っており、100%リサイクルサービスにおいても、資源発生元の製造工程や発成品を分析し、各発生元に最適な環境リスクの低減手法を提案していくソリューション型の営業手法により他社との差別化をすすめております。ただ、産業廃棄物の排出量は近年漸減の傾向がみられ、さらに、自治体等による廃棄物処理のマッチング提案等がインターネット等の普及により低廉化されております。また環境市場の拡大に伴い新しいビジネスモデルで環境市場に参入する企業も増加しております。環境市場の拡大、活性化は当社グループにとってもチャンスであり、望ましいと考えております。しかしながら、競争の激化が当社グループの顧客の流出に繋がる可能性があり、その場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 事故、自然災害等による影響について

当社グループの循環資源製造所には、破砕機や混合機といった製造設備があり、また多量の可燃物を取り扱っていることから、様々な安全対策の徹底を図り、対人・対物を問わず、事故防止に務めております。しかしながら、万一重大な事故が発生した場合には、操業を停止せざるを得ない事態や設備の復旧に多額の投資が必要となり、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、国内外の製造拠点や事務所等において、大規模地震や台風等の自然災害、その他戦争やテロ等、当社グループの制御不能な事態が発生し、事業活動に支障が生じた場合やそれに伴う環境汚染が生じた場合には、当社グループの事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、中核拠点である循環資源製造所においては、当該拠点に影響を及ぼす自然災害等の緊急事態の発生に対して、平時の事前の対策、緊急事態発生時の初動対応、緊急対応及び復旧対応等の計画を定めておくことで、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、身体・生命の安全確保を図りながら優先的に継続・復旧すべき重要業務の継続又は早期復旧を達成することを目的とし、事業継続計画（BCP）を設定しております。

⑧ 情報セキュリティについて

当社グループは、事業遂行の一環として、多数の個人情報を持っています。また、当社グループの各サービスに関する営業秘密を多数有しています。当社グループは、情報管理に対策を講じていますが、不測の事態によりコンピュータウイルス、ソフトウェア又はハードウェアの障害、災害、テロ等により情報システムが機能しなくなる可能性や、情報が流出し、第三者がこれを不正に取得、使用する可能性があり、このような事態が生じた場合、当社グループの事業や、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 財務制限条項の付された借入契約について

当社は、シンジケートローン契約を締結しておりますが、この契約には各年度の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額や、各年度の決算期における連結損益計算書の当期損益を基準として財務制限条項が付されており、これに抵触した場合には借入金の返済を求められ、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響について

新型コロナウイルス感染症は、国内外の社会経済活動に大きな影響を及ぼしております。当社グループとしては、当該感染症拡大防止に努めると共に、顧客企業や取引先を含むステークホルダーの皆様への影響を最小限に抑えるべく、非対面による商談等の推進、遠隔でのサービス提供（オンライン研修サービス、リモート現地確認、リモート審査等）、状況変化に応じた社内方針の設定・周知、社内リモートワークの推進等の対応策の実施に努めております。また、当該感染症の影響により、顧客企業や取引先における生産量又は取扱量が減少する傾向は来期も一定程度続くと仮定した計画を立てております。しかしながら、当該感染症の影響が更に拡大又は長期化した場合のリスクとして、当該感染症の影響により顧客企業や取引先において大幅な生産調整や計画変更等が行われた場合や、当社グループ社員に感染者が発生し製造拠点や事業所等における事業活動に支障が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用関連会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に下押しされた状況から一定の回復が見られたものの、同感染症の第3波及び世界的な感染拡大による影響は依然大きく、わが国を含めた世界経済全体の先行きは不透明な状況で推移しております。

このような経済状況のもと、当社グループは持続可能社会を実現する未来デザイン企業を目指し、循環型システムを創るリーディング・カンパニー・グループとして、事業セグメントを「社会デザイン事業」に一本化し、社会全体の持続性向上に資するサービスの統合的な提供・創出に注力してまいりました。具体的には、サステナブルな企業経営・地域運営を統合的に支援するサービスの提供拡大、特にロイヤル顧客企業の増加や取引拡大に向けた営業体制の改変とサービス拡充に取り組みました。その中で、100%リサイクルサービスでは、北九州循環資源製造所に新たに追加した設備によるシリコンスラリー廃液のリサイクルが好調に推移してまいりました。環境認証審査サービスでは、新型コロナウイルス感染症の影響により審査の延期等があった一方で新規顧客の獲得やバックオフィスの補強を進めてまいりました。また、海外マレーシア事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により製造量が一時的に落ち込んだものの製造量を拡大し、更なる製造能力増強に取り組んでまいりました。サステナブルな地域運営支援では、奈良県生駒市での自治体・企業との連携による持続可能なまちづくりの実証実験等を進展させてまいりました。また、2019年度に事業撤退した台湾阿米達股份有限公司（以下、台湾阿米達）の株式譲渡を行い、台湾からの撤退を完了いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

(イ) 財政状態

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べて484,541千円増加し、4,311,276千円となりました。

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて100,065千円増加し、3,502,190千円となりました。

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べて384,476千円増加し、809,085千円となりました。

(ロ) 経営成績

当連結会計年度の経営成績は売上高4,608,264千円（前期比2.9%減、前期差△135,788千円）、営業利益289,773千円（前期比22.8%増、前期差+53,710千円）、経常利益292,327千円（前期比18.5%増、前期差+45,537千円）、親会社株主に帰属する当期純利益388,679千円（前期比139.1%増、前期差+226,122千円）となりました。

なお、当連結会計年度より、当社グループの報告セグメントを単一セグメントに変更したため、セグメント別の記載を省略しております。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前連結会計年度末に比べて457,327千円増加し、1,235,749千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果増加した資金は391,688千円（前期比38,382千円の収入の減少）となりました。これは税金等調整前当期純利益317,474千円の計上や減価償却費154,633千円の計上、仕入債務62,819千円の減少、持分法による投資利益52,704千円の計上などによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果減少した資金は29,842千円（前期比136,198千円の支出の減少）となりました。これは有形固定資産の取得による支出79,696千円、保険積立金の解約による収入21,280千円や連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入17,895千円などによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果増加した資金は96,808千円(前期比248,996千円の収入の増加)となりました。これはシンジケートローンへの切り替えによる長期借入金の増減と、短期借入れによる収入が300,000千円あったことなどによるものであります。

③ 生産、受注及び販売の実績

(イ) 生産実績

当社グループは「社会デザイン事業」の単一セグメントであります。当連結会計年度における生産実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	前年同期比 (%)
社会デザイン事業 (千円)	3,091,701	99.6
合計 (千円)	3,091,701	99.6

(注) 1. 生産高は、循環資源製造所において中間処理したものによる生産高を販売価格で表示しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(ロ) 受注実績

当社グループは「社会デザイン事業」の単一セグメントであります。当連結会計年度における受注実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
社会デザイン事業	3,462,964	100.7	248,761	113.7
合計	3,462,964	100.7	248,761	113.7

(注) 1. 受注高及び受注残高は、循環資源製造所におけるリサイクル業務、環境認証審査、各種コンサルティング及び環境に関わる調査・研究を受注したものを記載しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(ハ) 販売実績

当社グループは「社会デザイン事業」の単一セグメントであります。当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	前年同期比 (%)
社会デザイン事業 (千円)	4,608,264	97.1
合計 (千円)	4,608,264	97.1

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 最近2連結会計年度においては、連結売上高の10%以上を占める相手先がないため、主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合の記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されておりますが、この連結財務諸表の作成にあたっては、経営者により一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積りについては継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は異なることがあります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が来期も続くものと仮定し、会計上の見積りに反映しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載のとおりであります。

② 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(イ) 財政状態及び経営成績

a. 財政状態

(資産合計)

当連結会計年度末における資産合計は、流動資産は現金及び預金などの増加により530,423千円増加、固定資産については、台湾阿米達の株式譲渡に伴う繰延税金資産が増加した一方で減価償却などにより45,882千円減少いたしました。結果、前連結会計年度末に比べて484,541千円増加し、4,311,276千円となりました。

(負債合計)

当連結会計年度末における負債合計は、流動負債は1年内返済予定の長期借入金の減少などにより226,586千円減少した一方で、固定負債については長期借入金の増加などにより326,651千円増加いたしました。結果、前連結会計年度末に比べて100,065千円増加し、3,502,190千円となりました。

(純資産合計)

当連結会計年度末における純資産合計は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により前連結会計年度末に比べて384,476千円増加し、809,085千円となりました。

b. 経営成績

(売上高)

当連結会計年度の売上高は北九州循環資源製造所や海外有価物の取扱量の増加や企業のサステナビリティ向上を支援するコンサルティングサービスの受注増等があったものの新型コロナウイルス感染症の影響等による100%リサイクルサービスの取扱量の減少等により4,608,264千円(前期比2.9%減、前期差△135,788千円)となりました。

(売上総利益)

当連結会計年度の売上総利益は売上高の減少があるものの、売上原価の削減や売上総利益率の高い北九州循環資源製造所の取扱量の増加などにより1,770,465千円(前期比6.9%増、前期差+113,641千円)となりました。

(営業損益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は旅費交通費等の統制費が減少したものの、報酬給与手当や賞与引当金繰入額等の人件費が増加したことにより1,480,692千円(前期比4.2%増、前期差+59,931千円)となりましたが、売上総利益の増加もあり、当連結会計年度の営業利益は289,773千円(前期比22.8%増、前期差+53,710千円)となりました。

(経常損益)

当連結会計年度の経常利益はシンジケートローン手数料の計上があったものの、営業利益の増加やマレーシア事業に関わる持分法による投資利益の増加などにより292,327千円(前期比18.5%増、前期差+45,537千円)となりました。

(税金等調整前当期純損益)

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は経常利益の増加や台湾阿米達の株式譲渡による売却益により317,474千円(前期比28.6%増、前期差+70,683千円)となりました。

(親会社株主に帰属する当期純損益)

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、税金等調整前当期純利益の増加並びに繰延税金資産の計上による法人税等調整額の計上及び法人税等還付税額の計上により388,679千円(前期比139.1%増、前期差+226,122千円)となりました。

c. キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ② キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(ロ) 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(ハ) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、原材料の購入費、製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用、借入の返済及び利息の支払い等であります。投資を目的とした資金需要は、製造設備やIT機器等の設備投資、商品開発や経営資源の増幅に資する施策等の(設備投資以外の)投資等によるものであります。

当社グループの資金の源泉は、当面は主として営業活動、銀行借入により、必要とする資金を調達する方針であります。なお、既存借入金のリファイナンス及び今後の経営計画を推進する上で必要な財務基盤の安定化を目的として、2020年10月30日付で15億円のシンジケートローン契約を締結しております。

なお、当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は、1,235,749千円となっております。

(ニ) 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、成長性・収益性については売上高、営業利益及び営業利益率を、資本効率についてはROE(株主資本利益率)を経営の重点指標としており、これらの改善及び向上を行うことを目標としております。

当連結会計年度における売上高は4,608,264千円(前期比2.9%減、前期差△135,788千円)、営業利益は289,773千円(前期比22.8%増、前期差+53,710千円)であり、営業利益率は6.3%(前期比1.3ポイント改善)となり、ROE(株主資本利益率)は63.0%(前期比16.0ポイント改善)となりました。

4 【経営上の重要な契約等】

(株式譲渡契約)

当社は、2020年4月24日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるアマタ株式会社が保有する台湾阿米達股份有限公司の全株式をZhong Bao Co., Ltd. に譲渡することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

(シンジケートローン契約の締結)

当社は、既存借入金のリファイナンス及び今後の経営計画を推進する上で必要な財務基盤の安定化を目的として、2020年10月23日開催の取締役会において、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約を締結することを決議し、2020年11月10日に実行いたしました。

シンジケートローン契約の概要

- | | |
|------------|---------------------------------------------|
| (1) 組成金額 | 15億円 |
| (2) 契約形態 | タームローン |
| (3) 契約締結日 | 2020年10月30日 |
| (4) 実行日 | 2020年11月10日 |
| (5) 借入期間 | 10年間 (2020年11月10日～2030年11月10日) |
| (6) アレンジャー | 株式会社みずほ銀行 |
| (7) 参加金融機関 | 株式会社みずほ銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行 |

5 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資額は総額80,571千円であり、主にIT機器の整備や東京支社の事務所移転にかかる投資、及び北九州循環資源製造所におけるシリコンスラリー廃液リサイクルの設備への追加投資などを行っております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡) 〔うち賃借 面積㎡〕	その他	合計	
本店 (京都市中京区)	本社機能	—	—	—	8,563	8,563	29
東京支社 (東京都千代田区)	本社機能	12,015	—	—	19,029	31,044	3

- (注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含まれておりません。
 3. 現在休止中の設備はありません。
 4. アミタホールディングス株式会社の建物及び構築物、その他は、主にアミタ株式会社から賃借しているものであります。

(2) 国内子会社

2020年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡) 〔うち賃借 面積㎡〕	その他	合計	
アミタ株式 会社	姫路循環資源製造所 (兵庫県姫路市)	再資源化 設備	83,090	149,970	615,566 (21,487.43) 〔7,505.55〕	2,981	851,609	20
	茨城循環資源製造所 (茨城県筑西市)	再資源化 設備	50,006	48,604	136,620 (7,606.81)	3,504	238,735	5
	北九州循環資源製造所 (北九州市若松区)	再資源化 設備	239,554	181,690	— (17,061.46) 〔17,061.46〕	396	421,642	9
	南三陸B10 (宮城県本吉郡南三陸 町)	バイオガ ス施設	53,597	38,344	— (6,831.79) 〔6,831.79〕	238	92,180	1
	姫路事務所 (兵庫県姫路市)	営業用設 備	14,933	56	78,000 (429.79)	8,313	101,303	6

- (注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含まれておりません。
 3. 現在休止中の設備はありません。
 4. 「土地」の欄の()内は、自社保有及び賃借している設備の合計であります。
 5. 「土地」の欄の〔 〕内は、賃借している設備であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,400,000
計	2,400,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年3月18日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,169,424	1,169,424	東京証券取引所 JASDAQ (グロース)	単元株式数100株
計	1,169,424	1,169,424	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2014年3月26日 (注)	—	1,169,424	—	474,920	△280,000	128,499

(注) 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。

(5)【所有者別状況】

2020年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	5	6	11	2	—	164	188	—
所有株式数 (単元)	—	1,105	156	4,689	4	—	5,737	11,691	324
所有株式数の 割合(%)	—	9.45	1.33	40.11	0.03	—	49.07	100.00	—

(注) 自己株式207株は、「個人その他」に2単元及び「単元未満株式の状況」に7株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2020年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社山崎ホールディングス	滋賀県大津市浜大津4-7-6	432,000	36.95
熊野 英介	京都府京都市上京区	372,940	31.90
株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1-8-12	50,500	4.32
アマタ社員持株会	京都府京都市中京区烏丸通押小路ル秋野々町535	27,960	2.39
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	20,000	1.71
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	20,000	1.71
玉田 博之	京都府京田辺市	18,000	1.54
尾崎 圭子	兵庫県姫路市	15,600	1.33
姫路港運株式会社	兵庫県姫路市飾磨区細江1307	15,000	1.28
瀧本 英三	兵庫県姫路市	14,000	1.20
計	—	986,000	84.33

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,168,900	11,689	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 324	—	—
発行済株式総数	1,169,424	—	—
総株主の議決権	—	11,689	—

(注) 単元未満株式の株式数の欄には、自己株式7株を含めて記載しております。

② 【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
アマタホールディングス株式会社	京都府京都市中京区烏丸通押小路ル秋野々町535番地	200	—	200	0.02
計	—	200	—	200	0.02

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	207	—	207	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じて適正な利益還元を継続的に実施していくことを基本方針としております。具体的には当期純利益の30%相当額を期末に配当することを目標といたしております。また、一方では業績に応じた弾力的な配当を行うことも株主の皆様への長期的利益還元として重要な経営課題の一つと考えております。

当社は、年1回の期末配当を行うことを基本方針としており、その決定機関は株主総会であります。

当事業年度の配当につきましては、財務体質の更なる改善を図る観点、並びに、当社の現段階の利益水準、新型コロナウイルス感染症の影響の継続及び将来の事業展開に備えた資金を優先的に確保することが長期的な株主利益に繋がるなど総合的判断から、無配を継続させていただきます。

内部留保については、設備増強、営業力強化、人的資源の充実、新たな商品開発、経営資源の増幅に資する施策等の将来の成長に向けた有効な投資活動に充当し、企業競争力の強化に取り組む考えであります。

なお、当社は、「取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日とする中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「産業が発展すればするほど、自然資本と人間関係資本が増加する、持続可能社会の実現」という基本理念のもとで、経営の効率性、健全性及び透明性の確保と向上を図っております。また、コンプライアンスを強化しつつ、株主・顧客・企業価値を最大化すべく体制の整備に努めております。具体的には、組織の意思決定プロセスを明確にし、合理性のある業務執行を行うよう「取締役会」を毎月開催しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社であります。代表取締役などの経営陣による業務執行の監督を取締役会が行い、取締役の業務執行及び会計の監査を監査役会が行っております。なお、取締役6名のうち2名を社外取締役（両名とも独立役員）、3名の監査役のうち2名を社外監査役（両名とも独立役員）とすることにより、監督・監査機関における独立性を担保しております。

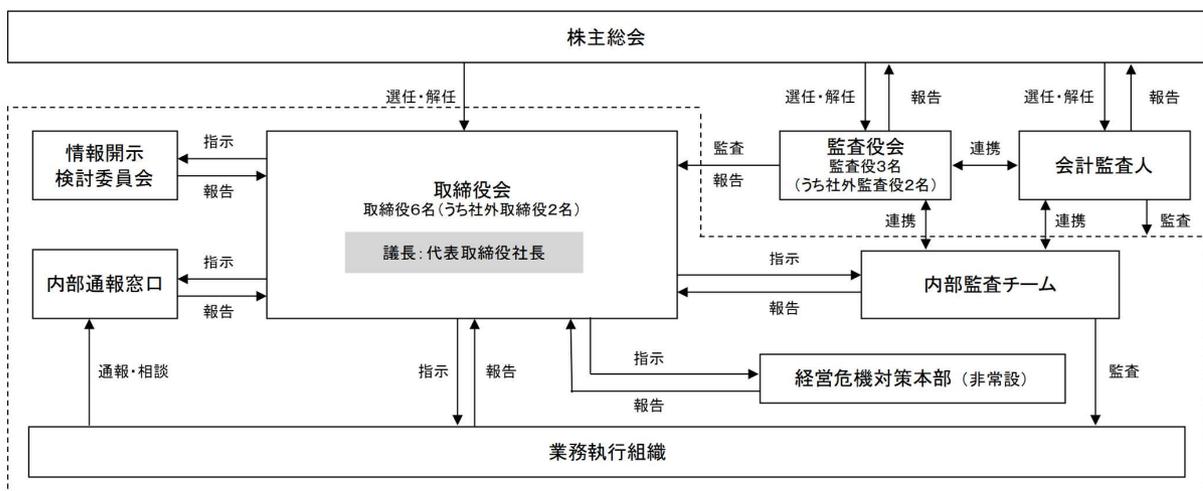
監査役は、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立機関であるとの認識のもと監査役会規程並びに監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等を立案し、取締役の職務執行全般に亘って監査を行うため、取締役会に出席しております。

各設置機関の構成員の氏名などは以下のとおりです。

◎：各機関の長（議長又は委員長） ○：各機関の構成員

氏名	役職名	取締役会	監査役会	情報開示検討委員会
熊野 英介	代表取締役会長 兼CEO	○	—	◎
佐藤 博之	代表取締役社長 兼COO	◎	—	○
唐鎌 真一	取締役	○	—	○
末次 貴英	取締役	○	—	—
石田 秀輝	社外取締役	○	—	—
真野 毅	社外取締役	○	—	—
長谷川 孝文	監査役	○	◎	—
中川 雅文	社外監査役	○	○	—
名越 秀夫	社外監査役	○	○	—

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりです。



③ 企業統治に関するその他の事項

当社及び当社グループは、経営理念である「Our Mission II」に則ったアマタ行動規範を策定し、アマタ企業文化の行動原則としております。当社はこのアマタ行動規範に基づいた内部統制システムを整備し、持続的企業価値の向上を妨げるおそれのある内外のさまざまなリスクを常に明らかにして、的確な対応を実施しております。

<内部統制システムの整備の状況>

当社は、取締役会において、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制整備について、以下のとおり決議しております。

(イ) 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、当社並びに当社グループ会社の役員及び従業員を含めた「アマタ行動規範」並びに「コンプライアンスガイドライン」及び「コンプライアンス規程」を定め、法令、定款及び社内規程の遵守・徹底を図るとともに高い道徳観・倫理観を持ち良識に従った活動を行う。
- (b) 「コンプライアンス規程」に基づき、法令違反その他のコンプライアンスに関する疑義のある行為について、従業員が直接情報提供を行う手段として、社外の弁護士、コンプライアンス担当役員、法務担当部署または常勤監査役を情報受領者とする内部通報窓口を設けるとともに、通報者には「コンプライアンス規程」に沿った対応をとるものとする。

(ロ) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「取締役会規程」及び「文書管理規程」に基づき記録し、保存・管理する。記録は「文書管理規程」に定められた期間、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(ハ) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社及び子会社のコンプライアンス、災害、事業、情報セキュリティ等に係る個々のリスクについては、当社においてそれぞれの主管部署を定め、適切に規程・ガイドラインの制定、教育等を行い、リスク管理体制を構築する。法務担当部署は、これらを横断的に推進管理する。
- (b) 不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」に基づき、代表取締役社長またはその指名する者を本部長とする経営危機対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(ニ) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社及び子会社の取締役会については「取締役会規程」を定め、月1回これを開催することを原則とし、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。
- (b) 当社及び子会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「職務権限規程」、「関係会社管理規程」において、それぞれの責任者及びその責任範囲と執行手続の詳細について定める。
- (c) 当社の取締役会で定めた年度予算を、当社グループ全社の目標とする。当社及び子会社は、当社及び子会社の取締役会において定期的に進捗状況を報告し、改善策を検討し、具体的対策を実行する。

(ホ) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) グループ会社すべてに適用する行動指針としての「アマタ行動規範」並びに「コンプライアンスガイドライン」を各子会社においても運用し、コンプライアンス体制を整備する。法務担当部署は、これを横断的に推進する。
- (b) 各グループ会社は「関係会社管理規程」及び「組織規程」に従う。これらに基づき、管理担当部署は各グループ会社の管理を行う。
- (c) 当社の内部監査部門は当社及び各グループ会社の内部統制状況を評価し、監査の結果は当社の取締役会に報告する体制とし、当社各グループ会社の業務の運営については、「関係会社管理規程」において重要な事項を定め、当該規程に基づき当社取締役会において事前に承認を取るものとし、定期的に進捗状況の報告を行う。

- (へ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役が当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
- (a) 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人（スタッフ）を設置する。
- (b) 監査役は使用人（スタッフ）の権限、責務及び待遇について必要と認めた事項を取締役に求め、当該使用人（スタッフ）の取締役からの独立性を保つものとする。
- (c) 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の実行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとする。
- (ト) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の役員及び使用人等から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、及び監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにこれを監査役に報告しなければならない。当社の監査役は、いつでも必要に応じて当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- (b) 子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また子会社の役員及び従業員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行い、当該部門は当社監査役へ報告を行う。
- (c) 内部監査部門は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合などは、直ちにこれを監査役に報告しなければならない。
- (d) 監査役は、取締役会に出席して必要に応じて意見を述べるることができる。
- (e) 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査役会監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (f) 当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況>

- (チ) 「コンプライアンスガイドライン」において、反社会的勢力との関係遮断の基本方針を定め、ホームページに掲載し社外に宣言するとともに、当社が締結する契約書について反社会的勢力排除に関する規定を盛り込み、関係遮断を明確にすることで全社的な意識の統一を図っております。
- (リ) 法務担当部署は、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する担当部署として、不当要求情報の収集・一元管理・蓄積、遮断のための取組支援、不当要求対応マニュアルの整備、社員に対する研修活動を実施しております。

④ 社外取締役及び社外監査役との間で締結している責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役として優秀な人材を招聘できるよう、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、その場合当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上で、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

⑤ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

⑥ 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、累積投票によらずに、議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑦ 中間配当

当社は、株主の皆様への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載、記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款に定めております。

⑧ 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

⑨ 取締役及び監査役の実任免除

当社は、職務を遂行するにあたり期待された役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議の要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の規定による株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 9名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 -%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長 兼CEO	熊野 英介	1956年3月17日	1978年4月 ㈱ラビアンヌ入社 1979年4月 アミタ㈱入社 1987年5月 同社取締役 1991年4月 同社専務取締役 1993年11月 同社代表取締役社長 2009年1月 公益財団法人信頼資本財団代表理事 (現任) 2009年6月 特定非営利活動法人地球デザインスクール理事長 2009年11月 特定非営利活動法人アースウォッチ・ジャパン理事 2010年1月 当社代表取締役会長兼社長 2012年1月 ㈱アミタ持続可能経済研究所代表取締役社長 2016年1月 アミタ㈱取締役会長 2021年3月 当社代表取締役会長兼CEO (現任)	(注) 1	372,940
代表取締役社長 兼COO	佐藤 博之	1965年12月23日	1996年1月 財団法人日本環境協会入社 2008年4月 アミタ㈱入社 2014年12月 ㈱アミタ持続可能経済研究所代表取締役社長 2016年1月 アミタ㈱代表取締役社長 2016年3月 当社取締役 2017年3月 当社専務取締役 2018年1月 ㈱アミタ持続可能経済研究所代表取締役社長 (現任) 2021年3月 当社代表取締役社長兼COO (現任)	(注) 1	-
取締役	唐鎌 真一	1964年4月9日	1988年4月 ㈱住友銀行 (現㈱三井住友銀行) 入行 2006年12月 アミタ㈱入社 2009年2月 ㈱アミタ持続可能経済研究所代表取締役社長 2017年3月 当社取締役 (現任) 2018年2月 一般社団法人日本サステイナブルコミュニティ協会理事 (現任)	(注) 1	200
取締役	末次 貴英	1981年1月19日	2005年4月 アミタ㈱入社 2019年1月 同社取締役環境戦略デザイングループグループリーダー 2019年7月 同社取締役執行役員 2020年1月 同社代表取締役 (現任) 2020年3月 当社取締役 (現任)	(注) 1	-
取締役	石田 秀輝	1953年1月1日	1978年4月 伊奈製陶㈱ (現㈱LIXIL) 入社 2004年9月 東北大学大学院環境科学研究科教授 (環境創成機能素材学) 2010年4月 同環境政策技術マネジメントコース教授 2010年7月 同国際エネルギー資源戦略を立案する環境リーダー育成拠点教授 2010年7月 特定非営利活動法人ものづくり生命文明機構理事 2010年12月 特定非営利活動法人アースウォッチ・ジャパン理事 (現任) 2013年9月 合同会社地球村研究室代表社員 2014年3月 当社取締役 (現任) 2014年4月 東北大学名誉教授 (現任) 2019年1月 アミタ㈱取締役 (現任) 2019年4月 リファインホールディングス㈱監査役 (現任) 2019年6月 一般社団法人サステナブル経営推進機構代表理事 (現任)	(注) 1	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	真野 毅	1956年1月21日	1978年3月 京都セラミック㈱ (現京セラ㈱) 入社 2003年7月 米国Kyosera Wireless Corp. 社長 2008年6月 クアルコムジャパン㈱代表取締役社長 2016年6月 一般社団法人豊岡観光イノベーション副理事長 2018年3月 当社取締役 (現任) 2018年4月 長野県立大学グローバルマネジメント学部教授 (現任)	(注) 1	—
常勤監査役	長谷川 孝文	1962年1月21日	1981年4月 中外医線工業㈱ (現中外テクノス㈱) 入社 1990年2月 アミタ㈱入社 2000年4月 アミタ㈱取締役 2011年3月 同社取締役生産本部長 2013年3月 当社取締役 2015年1月 アミタ㈱常務取締役 2021年3月 当社監査役 (現任) 2021年3月 アミタ㈱監査役 (現任)	(注) 2	10,600
監査役	中川 雅文	1949年10月30日	1973年4月 ㈱日本興業銀行 (現㈱みずほ銀行) 入行 1980年8月 公認会計士坪井共同監査事務所 (現法人名・あずさ監査法人) 入所 1983年4月 公認会計士登録 (現任) 1985年11月 中川公認会計士事務所開設 (現任) 1988年11月 税理士登録 (現任) 2007年4月 サイボウズ㈱監査役 (現任) 2009年3月 アミタ㈱監査役 2010年1月 当社監査役 (現任)	(注) 3	—
監査役	名越 秀夫	1955年3月2日	1983年4月 弁護士登録 (現任) 1992年11月 生田・名越法律特許事務所開設 2008年3月 ソフトブレーン㈱監査役 (現任) 2009年3月 アミタ㈱監査役 2010年1月 当社監査役 (現任) 2010年9月 生田・名越・高橋法律特許事務所 (現インテックス法律特許事務所) 開設 (現任) 2015年12月 ㈱キャピタル・アセット・プランニング取締役 (現任)	(注) 3	—
計					383,740

- (注) 1. 取締役の任期は、2021年3月18日開催の定時株主総会の終結時から1年間であります。
2. 監査役 長谷川孝文の任期は、2021年3月18日開催の定時株主総会の終結時から4年間であります。
3. 監査役 中川雅文及び名越秀夫の任期は、2018年3月27日開催の定時株主総会の終結時から4年間であります。
4. 取締役 石田秀輝及び真野毅は、社外取締役であります。
5. 監査役 中川雅文及び名越秀夫は、社外監査役であります。

② 社外役員の状況

社外取締役石田秀輝氏は、長きに亘り企業の研究開発部門に在籍され環境技術に精通しており、大学院教授やNPO法人理事を歴任されてきました。同氏の広い業界ネットワークや、環境事業への豊富な知見・経験を、当社の経営に活かしていただくため選任しております。社外取締役真野毅氏は、海外企業、日本企業での経営者としてご活躍され、また豊岡市の副市長として行政手腕を振るわれるなど豊富な経験と幅広い見識を有しており、特に当社の事業と関連の高い分野における専門的な知識と経験を有していることから、これらの経験を当社の社外取締役として活かしていただくため選任しております。また、同氏2名を当社の経営を担う独立役員として適任と判断し、当社独立役員に指定しております。

社外監査役中川雅文氏は公認会計士及び税理士の資格を有し、社外監査役名越秀夫氏は弁護士及び弁理士の資格を有しており、会社の業務遂行の適法性、妥当性について、専門的な知識と経験を背景に、客観的かつ中立的な観点から監査を行えると判断したため選任しております。また、独立役員として経営に対し、より客観的な視点から監査役の役割を果たせるものと判断し、当社独立役員に指定しております。

なお、当社と社外取締役2名及び社外監査役2名との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

(独立性に関する選任基準)

(イ) 当社における独立性を有する社外取締役(注1)又は社外監査役(注2)は、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならないものとする。

(a) 当社の親会社又は兄弟会社(以下「当社グループ」という。)の業務執行者(注3)

(b) 当社グループを主要な取引先とする者(注4)若しくはその業務執行者又は当社グループの主要な取引先(注5)又はその業務執行者

(c) 当社の主要株主(注6)又はその業務執行者

(d) 当社グループが大出資者(注7)となっている者の業務執行者

(e) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(注8)(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)

(f) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者

(g) 過去において上記(a)から(f)までに該当していた者

(h) 次に掲げる近親者(注9)

- ・ 前(b)から(d)までに掲げる者。ただし、「業務執行者」においては重要な業務執行者に限る。
- ・ 前(e)に掲げる者。ただし、「団体に所属する者」においては重要な業務執行者(注10)及びその団体が監査法人や税理士法人並びに法律事務所等の会計や法律の専門家団体の場合は公認会計士、税理士、弁護士等の専門的な資格を有する者に限る。
- ・ 前(f)に掲げる者。ただし、「監査法人に所属する者」においては重要な業務執行者及び公認会計士、税理士等の専門的な資格を有する者に限る。
- ・ 当社グループの重要な業務執行者
- ・ 過去において、当社グループの重要な業務執行者に該当していた者

(ロ) 前条に定める要件のほか、独立役員は独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有してはならない。

(ハ) 独立役員は、本基準に定める独立性を退任まで維持するように努め、本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、直ちに当社に告知するものとする。

- (注) 1. 社外取締役とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役をいう。
2. 社外監査役とは、会社法第2条第16号に定める社外監査役をいう。
3. 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事（外部理事（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号ロ（同法第198条において準用する場合を含む。）に定める外部理事をいう。以下同じ。）を除く。）、その他これらに類する役職者及び使用人等の業務を執行する者をいう。
4. 当社グループを主要な取引先とする者とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
- ・当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する者をいう。以下同じ。）であって、直前事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が1億円又は当該取引先グループの連結売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか低い方の額を超える者
 - ・当社グループが負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループの当該取引先グループへの全負債額が1億円又は当該取引先グループの連結総資産の2%のいずれか低い方の額を超える者
5. 当社グループの主要な取引先とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
- ・当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が1億円又は当社グループの連結売上高の2%のいずれか低い方の額を超える者
 - ・当社グループに対して負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループへの当該取引先グループの全負債額が1億円又は当社グループの連結総資産の2%のいずれか低い方の額を超える者
 - ・当社グループが借入をしている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する者をいう。）であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える者
6. 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。
7. 大口出資者とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。
8. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家とは、当社グループから、役員報酬以外に直前事業年度において1,000万円又はその者の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか低い方の額を超える財産を得ている者をいう。
9. 近親者とは、2親等内の親族をいう。
10. 重要な業務執行者とは、業務執行者のうち、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事（外部理事を除く。）及び部門責任者等の重要な業務を執行する者をいう。ただし、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）若しくは会計参与であった者を含むものとする。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役2名を含む3名による監査役監査に加え、内部監査チームにて内部監査を行っております。監査役は、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立機関であるとの認識のもと監査役会規程並びに監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等を立案し、取締役の職務執行全般に亘って監査を行うために取締役会に出席しております。また、監査役は、会計監査人より監査計画について説明を受けると共に、定期的に監査結果の報告並びに監査状況の説明等を受け、情報の共有を行っております。さらに内部監査チームとも必要に応じて随時協議を行い、緊密な連携をとっております。また、子会社及び関連会社の監査役とも監査方針を共有し、随時情報交換し、緊密な連携をとっております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社は監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名並びに社外監査役2名であります。各監査役は、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立機関であるとの認識のもと監査役会規程並びに監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等を立案し、取締役の職務執行全般に亘って監査を行っております。

当事業年度において当社は監査役会を月1回以上開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
杉本 憲一	13回	11回(85%)
中川 雅文	13回	13回(100%)
名越 秀夫	13回	13回(100%)

監査役会における主な共有・検討事項は、以下のとおりであります。

- ・会計監査人の監査報告書及び連結計算書類に係る監査報告書の審議
- ・会計監査人に関する評価、不再任の決定及び選任
- ・会計監査人監査計画について
- ・会計監査人の四半期決算レビュー途中経過報告確認
- ・監査役実地調査予定及び結果について
- ・内部監査関連の報告確認
- ・子会社監査役からの監査状況等の報告確認
- ・損益・財務状況の報告確認

また、監査役は、取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要により意見表明を行っております。取締役会への監査役の出席率は、常勤監査役85%（11回/13回）、社外監査役それぞれ100%（13回/13回）でした。

また、常勤監査役の活動として、監査役実地調査を計画・実施して監査役会並びに取締役会においてその結果報告を行っている他、社内の重要な会議（経営会議等）に出席しております。

② 内部監査の状況

内部監査については、内部監査チーム（人員1名）が、業務活動が法令・定款及び諸規程に準拠し、且つ経営目的達成のため合理的、効果的に運営されているか否かについて監査を実施しております。内部監査チームは監査役・会計監査人と情報の共有を行っており、必要に応じて随時協議を行い緊密な連携をとっております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

PwC京都監査法人

b. 継続監査期間

1年間

c. 監査業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 松永 幸廣

指定社員 業務執行社員 矢野 博之

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士4名、その他7名の計11名のチーム編成にて監査にあたっております。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定に関して、当社の事業活動に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模とグローバルなネットワークを持つこと、高い品質管理体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当な水準であることなどを総合的に判断します。また、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性を有することを確認しています。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査法人の評価については、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役の実務指針」を踏まえ行っており、この結果を監査役会において監査役全員で評価することとしております。評価の結果、監査法人の監査活動は適切であると判断しております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第10期連結会計年度及び第10期事業年度	有限責任監査法人トーマツ
第11期連結会計年度及び第11期事業年度	PwC京都監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

PwC京都監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 異動の年月日

2020年3月19日（第10期定時株主総会開催日）

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2003年4月1日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、2020年3月19日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって任期満了となりました。

監査役会は、当該会計監査人の監査継続期間が17年と長期にわたること、及び新たな視点で監査が期待できることなどを重視して、複数の監査法人を比較検討したうえで、その後任として新たにPwC京都監査法人を会計監査人として選任したものであります。

監査役会がPwC京都監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、適切性を有しており、会計監査が適切に行われることを確保する体制を備えていること等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査役会の意見

妥当であると判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	26,000	—	28,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	26,000	—	28,000	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（プライスウォーターハウスクーパース）に対する報酬（a.を除く）
該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬については、監査内容、監査日数を考慮し、監査役会の同意を得た上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び監査役の報酬につきましては、株主総会での決議により、取締役及び監査役それぞれの報酬総額の最高限度額を決定しております。当社の役員の報酬等の額は、会社業績、個人業績評価に基づき算定しております。取締役の報酬は取締役会決議により、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

取締役及び監査役の報酬額は、2011年3月28日開催の第1期定時株主総会決議において、それぞれ年額300,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内）及び年額30,000千円以内と定められております。なお、第1期定時株主総会終結時の取締役は5名（うち社外取締役は1名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、代表取締役であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で定められた金額の範囲内において決定することを取締役会において一任されております。

<報酬の決定プロセス>

当社の取締役の報酬等については、取締役会において取締役の報酬等の方針並びに個人別の報酬等の内容等を決定しております。具体的な取締役各個人に支給する報酬等の金額は、代表取締役に一任しております。

当社の監査役の報酬等については、監査役の協議により決定しております。

2020年度の取締役の報酬等に関する取締役会の活動は次のとおりです。

開催日	活動内容
2020年3月19日	2020年度固定報酬支給額について決定

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)	対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	91,865	91,865	6
監査役 (社外監査役を除く)	13,500	13,500	1
社外役員	9,540	9,540	4
計	114,905	114,905	11

(注) 上表には、2020年3月19日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおりません。

③ 連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上の役員がないため記載を省略しております。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の財務諸表について、PwC京都監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、監査法人等の主催する研修への参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	778,421	1,235,749
受取手形及び売掛金	732,391	691,485
商品及び製品	18,969	38,328
仕掛品	15,852	22,728
原材料及び貯蔵品	12,002	2,777
その他	145,820	241,476
貸倒引当金	△1,352	△15
流動資産合計	1,702,106	2,232,529
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1,※2,※7 481,210	※1,※2,※7 463,462
機械装置及び運搬具（純額）	※1,※2,※7 459,406	※1,※7 418,925
土地	※2 830,187	※2 830,187
その他（純額）	※1 46,189	※1 49,634
有形固定資産合計	1,816,993	1,762,209
無形固定資産		
投資その他の資産	44,505	31,688
投資その他の資産		
投資有価証券	※6 57,355	※6 106,520
繰延税金資産	28,140	44,149
その他	※2 177,634	※2 134,178
投資その他の資産合計	263,129	284,848
固定資産合計	2,124,628	2,078,746
資産合計	3,826,734	4,311,276

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	389,891	327,072
短期借入金	※2,※4 100,000	※2,※4 400,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 593,071	※2,※5 150,000
リース債務	31,071	30,048
未払金	※2 193,711	※2 229,028
未払法人税等	46,010	3,730
賞与引当金	71,571	99,494
資産除去債務	9,218	—
前受金	137,809	176,816
預り金	235,549	180,046
その他	85,387	70,468
流動負債合計	1,893,291	1,666,705
固定負債		
長期借入金	※2 1,005,601	※2,※5 1,350,000
リース債務	43,113	35,596
退職給付に係る負債	297,496	309,117
資産除去債務	96,022	100,739
その他	※2 66,600	※2 40,032
固定負債合計	1,508,833	1,835,485
負債合計	3,402,125	3,502,190
純資産の部		
株主資本		
資本金	474,920	474,920
資本剰余金	244,683	244,683
利益剰余金	△292,543	96,135
自己株式	△245	△245
株主資本合計	426,814	815,493
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△2,204	△6,407
その他の包括利益累計額合計	△2,204	△6,407
純資産合計	424,609	809,085
負債純資産合計	3,826,734	4,311,276

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	4,744,052	4,608,264
売上原価	3,087,228	2,837,798
売上総利益	1,656,824	1,770,465
販売費及び一般管理費	※1 1,420,760	※1 1,480,692
営業利益	236,063	289,773
営業外収益		
受取利息	158	118
持分法による投資利益	9,090	52,704
為替差益	3,022	—
その他	18,339	14,846
営業外収益合計	30,611	67,669
営業外費用		
支払利息	19,542	16,518
為替差損	—	4,584
シンジケートローン手数料	—	42,625
その他	341	1,386
営業外費用合計	19,884	65,115
経常利益	246,790	292,327
特別利益		
関係会社株式売却益	—	※2 25,146
特別利益合計	—	25,146
税金等調整前当期純利益	246,790	317,474
法人税、住民税及び事業税	84,602	4,486
法人税等還付税額	—	△59,683
法人税等調整額	△369	△16,009
法人税等合計	84,233	△71,205
当期純利益	162,557	388,679
親会社株主に帰属する当期純利益	162,557	388,679

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期純利益	162,557	388,679
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△3,075	△1,432
持分法適用会社に対する持分相当額	△1,922	△2,770
その他の包括利益合計	※ △4,998	※ △4,203
包括利益	157,558	384,476
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	157,558	384,476

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	474,920	244,683	△455,100	△245	264,257
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			162,557		162,557
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	162,557	—	162,557
当期末残高	474,920	244,683	△292,543	△245	426,814

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2,793	2,793	267,051
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純利益			162,557
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,998	△4,998	△4,998
当期変動額合計	△4,998	△4,998	157,558
当期末残高	△2,204	△2,204	424,609

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	474,920	244,683	△292,543	△245	426,814
当期変動額					
連結範囲の変動			△0		△0
親会社株主に帰属する当期純利益			388,679		388,679
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	388,679	—	388,679
当期末残高	474,920	244,683	96,135	△245	815,493

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△2,204	△2,204	424,609
当期変動額			
連結範囲の変動	△5,245	△5,245	△5,245
親会社株主に帰属する当期純利益			388,679
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,041	1,041	1,041
当期変動額合計	△4,203	△4,203	384,476
当期末残高	△6,407	△6,407	809,085

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	246,790	317,474
減価償却費	154,065	154,633
賞与引当金の増減額 (△は減少)	24,747	27,922
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	8,780	11,620
受取利息及び受取配当金	△158	△118
支払利息	19,542	16,518
為替差損益 (△は益)	△2,587	5,655
持分法による投資損益 (△は益)	△9,090	△52,704
関係会社株式売却損益 (△は益)	—	△25,146
シンジケートローン手数料	—	42,625
売上債権の増減額 (△は増加)	△96,850	39,570
たな卸資産の増減額 (△は増加)	15,369	△17,009
仕入債務の増減額 (△は減少)	36,528	△62,819
前受金の増減額 (△は減少)	16,475	39,007
預り金の増減額 (△は減少)	49,447	△43,463
その他	105,151	26,872
小計	568,211	480,639
利息及び配当金の受取額	65	23
利息の支払額	△19,591	△15,765
法人税等の支払額	△118,614	△73,209
営業活動によるキャッシュ・フロー	430,071	391,688
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△156,753	△79,696
無形固定資産の取得による支出	△7,735	△1,530
保険積立金の解約による収入	1,553	21,280
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	※2 17,895
その他	△3,105	12,208
投資活動によるキャッシュ・フロー	△166,040	△29,842
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	200,000	300,000
短期借入金の返済による支出	△200,000	—
長期借入れによる収入	600,000	1,900,000
長期借入金の返済による支出	△688,223	△1,998,672
シンジケートローン手数料の支払額	—	△42,625
その他	△63,964	△61,893
財務活動によるキャッシュ・フロー	△152,187	96,808
現金及び現金同等物に係る換算差額	△808	△1,327
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	111,034	457,327
現金及び現金同等物の期首残高	667,387	778,421
現金及び現金同等物の期末残高	※1 778,421	※1 1,235,749

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

アマタ(株)、(株)アマタ持続可能経済研究所、

AMITA ENVIRONMENTAL STRATEGIC SUPPORT (MALAYSIA) SDN. BHD.

なお、連結子会社でありました台湾阿米達股份有限公司は、2020年6月11日付で全株式をZhong Bao Co., Ltd.に譲渡したため、同社を連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称

(株)かみBIO

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

持分法適用の関連会社数 1社

持分法適用関連会社の名称

AMITA BERJAYA SDN. BHD.

なお、AMITA KUB-BERJAYA KITAR SDN. BHD.は、2020年8月5日付でAMITA BERJAYA SDN. BHD.に社名を変更しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～50年

機械装置及び運搬具 4年～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を基礎とした額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期的な投資であります。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものであります。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものであります。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものであります。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「補助金収入」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結損益計算書の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「補助金収入」5,950千円、「その他」12,389千円は、「その他」18,339千円として組み替えております

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「補助金収入」、「補助金の受取額」及び「保険金の受取額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「補助金収入」△5,950千円、「補助金の受取額」5,950千円、「保険金の受取額」37,429千円及び「その他」67,722千円は、「その他」105,151千円として組み替えております。

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「保険積立金の解約による収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△1,551千円は、「保険積立金の解約による収入」1,553千円、「その他」△3,105千円として組み替えております。

(追加情報)

(会計上の見積り)

当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響により、主な取引先企業において生産量又は取扱量が減少したことから売上高が減少いたしました。来期もこの影響が続くものと仮定しており、当該仮定を固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性の会計上の見積りに反映しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
減価償却累計額	2,057,995千円	2,105,541千円

※2 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
建物及び構築物	418,207千円 (65,996千円)	124,012千円 (ー千円)
機械装置及び運搬具	47,863 (47,863)	ー (ー)
土地	830,187 (ー)	830,187 (ー)
投資その他の資産「その他」	9,394 (ー)	9,489 (ー)
計	1,305,653 (113,860)	963,688 (ー)

(2) 担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
短期借入金	100,000千円 (ー千円)	100,000千円 (ー千円)
未払金	26,568 (ー)	26,568 (ー)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	529,109 (92,120)	900,000 (ー)
固定負債「その他」	66,420 (ー)	39,852 (ー)
計	722,097 (92,120)	1,066,420 (ー)

上記のうち、()内書は工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

3 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
AMITA KUB-BERJAYA	119,255千円	AMITA BERJAYA SDN. 116,171千円
KITAR SDN. BHD.	(4,483千マレーシアリングギット)	BHD. (注) (4,539千マレーシアリングギット)

(注) 2020年8月5日にAMITA KUB-BERJAYA KITAR SDN. BHD. より社名を変更しております。

※4 当座貸越契約

当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。

当座貸越契約による借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
当座貸越限度額	400,000千円	420,000千円
借入実行残高	100,000	300,000
差引額	300,000	120,000

※5 財務制限条項

前連結会計年度（2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2020年12月31日）

当連結会計年度末の借入金のうち1,500,000千円は、次のとおりシンジケートローン契約による財務制限条項が付されており、これらに抵触した場合には当該借入金の一括返済を求められる可能性があります。

(1) 2020年12月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2019年12月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%及び直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

(2) 2020年12月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される当期損益が2期連続して損失とならないようにすること。

※6 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
投資有価証券（株式）	56,355千円	105,520千円

※7 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により取得価額から控除している圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
建物及び構築物	75,814千円	75,814千円
機械装置及び運搬具	73,071	73,071
計	148,886	148,886

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
報酬給与手当	688,225千円	754,182千円
賞与引当金繰入額	54,033	75,969
退職給付費用	25,900	26,407

※2 関係会社株式売却益

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

関係会社株式売却益は、当社連結子会社であった台湾阿米達股份有限公司の全株式を譲渡したものであります。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△3,075千円	△1,432千円
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	△1,922	△2,770
その他の包括利益合計	△4,998	△4,203

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,169,424	—	—	1,169,424
合計	1,169,424	—	—	1,169,424
自己株式				
普通株式	207	—	—	207
合計	207	—	—	207

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,169,424	—	—	1,169,424
合計	1,169,424	—	—	1,169,424
自己株式				
普通株式	207	—	—	207
合計	207	—	—	207

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
現金及び預金勘定	778,421千円	1,235,749千円
現金及び現金同等物	778,421	1,235,749

※2 株式の売却により、連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

株式の売却により台湾阿米達股份有限公司が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに台湾阿米達股份有限公司株式の売却価額と売却による収入は次のとおりであります。

流動資産	6,625千円
固定資産	6,165
流動負債	△12,137
固定負債	△2,404
為替換算調整勘定	△5,245
その他	△0
関係会社株式売却益	25,146
台湾阿米達股份有限公司株式の売却価額	18,150
台湾阿米達股份有限公司現金及び現金同等物	△254
差引：売却による収入	17,895

3 重要な非資金取引の内容

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額	一千円	26,785千円

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主にパソコン、サーバー、車輛及び機械装置であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については当面は主として銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、営業関連規程に基づき、取引先の信用状況の定期的なモニタリングや、回収状況や回収期日及び残高管理を行い、顧客の信用リスクに対応しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払法人税等、預り金は、そのほとんどが1年内の支払期日であります。短期借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。金利は主に変動金利であり、金利変動のリスクを伴っております。当社グループでは各社が月次で資金繰表を作成し、金利変動リスクに対処すべく随時見直しを行いながら、全体としての資金管理を行っております。

営業債務や借入金等は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、複数の金融機関と当座貸越契約により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

前連結会計年度（2019年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	778,421	778,421	—
(2) 受取手形及び売掛金	732,391		
貸倒引当金(*1)	△1,352		
	731,039	731,039	—
資産計	1,509,461	1,509,461	—
(1) 支払手形及び買掛金	389,891	389,891	—
(2) 短期借入金	100,000	100,000	—
(3) 未払金	193,711	193,711	—
(4) 未払法人税等	46,010	46,010	—
(5) 預り金	235,549	235,549	—
(6) 長期借入金(*2)	1,598,672	1,597,603	△1,068
負債計	2,563,834	2,562,766	△1,068

(*1) 受取手形及び売掛金から計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金593,071千円を含んでおります。

当連結会計年度（2020年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,235,749	1,235,749	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*1)	691,485 △15		
	691,469	691,469	—
資産計	1,927,218	1,927,218	—
(1) 支払手形及び買掛金	327,072	327,072	—
(2) 短期借入金	400,000	400,000	—
(3) 未払金	229,028	229,028	—
(4) 未払法人税等	3,730	3,730	—
(5) 預り金	180,046	180,046	—
(6) 長期借入金 (*2)	1,500,000	1,500,000	—
負債計	2,639,877	2,639,877	—

(*1) 受取手形及び売掛金から計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金150,000千円を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金 (2) 短期借入金 (3) 未払金 (4) 未払法人税等 (5) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金は、主に変動金利によるものであり、一定期間ごとに金利の更改が行われているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
投資有価証券	57,355	106,520

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2019年12月31日）

	1年以内（千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超（千円）
現金及び預金	778,108	—	—	—
受取手形及び売掛金	732,391	—	—	—
合計	1,510,500	—	—	—

当連結会計年度（2020年12月31日）

	1年以内（千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超（千円）
現金及び預金	1,235,600	—	—	—
受取手形及び売掛金	691,485	—	—	—
合計	1,927,085	—	—	—

4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2019年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
短期借入金	100,000	—	—	—	—	—
長期借入金	593,071	419,978	310,852	191,993	82,778	—
合計	693,071	419,978	310,852	191,993	82,778	—

当連結会計年度（2020年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
短期借入金	400,000	—	—	—	—	—
長期借入金	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	750,000
合計	550,000	150,000	150,000	150,000	150,000	750,000

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、退職一時金制度を採用し、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	288,715千円	297,496千円
退職給付費用	33,884	32,981
退職給付の支払額	△25,104	△21,361
退職給付に係る負債の期末残高	297,496	309,117

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	297,496千円	309,117千円
連結貸借対照表に計上された負債	297,496	309,117
退職給付に係る負債	297,496	309,117
連結貸借対照表に計上された負債	297,496	309,117

(3) 退職給付費用

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	33,884千円	32,981千円
確定給付制度に係る退職給付費用	33,884	32,981

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	282,274千円	234,637千円
退職給付に係る負債	91,093	94,651
減損損失	43,349	6,676
資産除去債務	31,539	30,846
賞与引当金	21,915	30,465
投資有価証券評価損	6,124	6,124
その他	32,753	13,212
繰延税金資産小計	509,050	416,614
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△282,274	△225,678
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△191,886	△140,110
評価性引当額小計(注)1	△474,160	△365,788
繰延税金資産合計	34,890	50,825
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	6,750	6,676
繰延税金負債合計	6,750	6,676
繰延税金資産純額	28,140	44,149

(注) 1. 評価性引当額の主な減少要因は、台湾阿米達股份有限公司に係る繰越欠損金と減損損失の同社株式売却による消滅であります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(※1)	17,966	24,571	25,732	20,873	46,970	146,159	282,274
評価性引当額	△17,966	△24,571	△25,732	△20,873	△46,970	△146,159	△282,274
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(※2)	15,200	18,234	24,827	26,613	21,253	128,507	234,637
評価性引当額	△6,241	△18,234	△24,827	△26,613	△21,253	△128,507	△225,678
繰延税金資産	8,959	—	—	—	—	—	(※3)8,959

(※2) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※3) 税務上の繰越欠損金234,637千円のうち8,959千円について、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し、評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0	0.7
住民税均等割	1.9	1.3
繰戻還付税額	—	8.2
持分法による投資利益	—	△4.0
評価性引当額の増減	5.0	△58.8
海外子会社の適用税率差異	1.3	△0.9
税額控除	△5.6	—
その他	△0.0	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.1	△22.4

(企業結合等関係)

(重要な子会社の株式の譲渡)

1. 株式譲渡の概要

(1) 譲渡先企業の名称

Zhong Bao Co., Ltd.

(2) 譲渡した連結子会社の名称及び事業の内容

名称：台湾阿米達股份有限公司（当社の連結子会社であるアマタ株式会社の100%子会社）

事業内容：産業廃棄物のリサイクル事業

(3) 株式譲渡を行った主な理由

2019年4月26日開催の取締役会において、台湾阿米達股份有限公司（以下、台湾阿米達）の事業撤退を決議し、当社グループにおける経営資源の選択と集中を目的として、台湾阿米達の事業に関する設備の一部を日本国内でのシリコンスラリー廃液リサイクル事業向けに移設を行うなど、事業撤退を進めてまいりました。さらに、アマタ株式会社は、撤退の完結に向けて台湾阿米達の適切な譲渡先を検討し、Zhong Bao Co., Ltd.への台湾阿米達の全株式譲渡を決議いたしました。

(4) 株式譲渡日

2020年6月11日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

関係会社株式売却益 25,146千円

(2) 譲渡した企業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	6,625千円
固定資産	6,165
資産合計	12,790
流動負債	12,137
固定負債	2,404
負債合計	14,541

(3) 会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と売却額との差額を特別利益の「関係会社株式売却益」として計上しております。

3. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている譲渡した企業に係る損益の概算額

	累計期間
売上高	—千円
営業損失	5,245

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

当社グループは、不動産賃貸借契約を締結している製造所及び営業所の原状回復義務及び建設リサイクル法に基づく再資源化費用につき、資産除去債務を計上しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3年～38年と見積り、割引率は対応する国債の利回りを使用して、資産除去債務の金額を算定しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
期首残高	104,884千円	105,241千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	6,230
時の経過による調整額	1,391	2,073
資産除去債務の履行による減少額	△1,035	△10,400
その他増減額 (△は減少)	—	△2,404
期末残高	105,241	100,739

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

「当連結会計年度(報告セグメントの変更等に関する事項)」に記載のとおりであります。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当社グループは「社会デザイン事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

当社グループは従来、「地上資源事業」「環境ソリューション事業」の2事業を報告セグメントとしておりましたが、当連結会計年度より「社会デザイン事業」の単一セグメントに変更しております。

これは、顧客のサステナビリティ向上ニーズを最適に実現するために、当社グループの各種サービスや商品を、個々にではなく、「統合的」に提供する方向性の強化という長期方針のもと、今般、組織体制、拠点体制、経営管理体制を変更したことに伴い、実態に即して、報告セグメントを変更するものであります。

この変更により、当社グループは「社会デザイン事業」の単一セグメントとなることから、前連結会計年度及び当連結会計年度のセグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社はAMITA BERJAYA SDN. BHD. であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	AMITA BERJAYA SDN. BHD.	
	前連結会計年度	当連結会計年度
流動資産合計	—	292,890
固定資産合計	—	436,293
流動負債合計	—	228,188
固定負債合計	—	239,693
純資産合計	—	261,301
売上高	—	467,553
税引前当期純利益	—	180,022
当期純利益	—	131,761

(注) AMITA BERJAYA SDN. BHD. は、重要性が増したため、当連結会計年度から重要な関連会社としております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額	363円16銭	691円99銭
1株当たり当期純利益	139円03銭	332円43銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	162,557	388,679
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	162,557	388,679
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,169,217	1,169,217

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100,000	400,000	1.3	—
1年以内に返済予定の長期借入金	593,071	150,000	1.3	—
1年以内に返済予定のリース債務	31,071	30,048	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,005,601	1,350,000	1.3	2022年～ 2030年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	43,113	35,596	—	2022年～ 2026年
合計	1,772,857	1,965,644	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	150,000	150,000	150,000	150,000
リース債務	18,696	10,072	4,682	1,741

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務に基づくもの	98,115	8,228	12,804	93,539
建設リサイクル法に基づくもの	7,126	74	—	7,200

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,112,410	2,222,879	3,367,323	4,608,264
税金等調整前四半期(当期)純利益(千円)	86,822	154,045	222,860	317,474
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(千円)	56,316	194,362	264,285	388,679
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	48.17	166.23	226.04	332.43

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	48.17	118.07	59.80	106.39

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	234,470	433,062
未収入金	※1 46,938	※1 63,817
前払費用	6,824	5,317
その他	※1 5,003	※1 4,214
流動資産合計	293,235	506,411
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	942,848	942,848
関係会社長期貸付金	1,561,187	1,542,254
その他	21,078	4,177
貸倒引当金	△631,187	△632,254
投資その他の資産合計	1,893,926	1,857,025
固定資産合計	1,893,926	1,857,025
資産合計	2,187,162	2,363,436
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※2 100,000	※2 400,000
1年内返済予定の長期借入金	570,971	※3 150,000
未払金	※1 32,009	※1 40,507
未払費用	10,402	11,771
未払法人税等	17,091	1,879
賞与引当金	13,844	15,921
その他	3,443	3,120
流動負債合計	747,763	623,199
固定負債		
長期借入金	1,005,601	※3 1,350,000
退職給付引当金	42,707	32,327
固定負債合計	1,048,308	1,382,327
負債合計	1,796,071	2,005,526
純資産の部		
株主資本		
資本金	474,920	474,920
資本剰余金		
資本準備金	128,499	128,499
その他資本剰余金	116,184	116,184
資本剰余金合計	244,683	244,683
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△328,267	△361,447
利益剰余金合計	△328,267	△361,447
自己株式	△245	△245
株主資本合計	391,090	357,910
純資産合計	391,090	357,910
負債純資産合計	2,187,162	2,363,436

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業収益		
関係会社受入手数料	※1 520,242	※1 536,820
営業収益合計	520,242	536,820
販売費及び一般管理費	※1, ※2 466,488	※1, ※2 526,750
営業利益	53,753	10,069
営業外収益		
受取利息	※1 14,913	※1 16,206
不動産賃貸収入	—	3,571
その他	901	1,956
営業外収益合計	15,815	21,733
営業外費用		
支払利息	※1 17,554	16,095
支払保証料	※1 9,934	※1 12,552
シンジケートローン手数料	—	42,625
貸倒引当金繰入額	—	1,066
その他	12	1,096
営業外費用合計	27,501	73,438
経常利益又は経常損失 (△)	42,066	△41,635
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	42,066	△41,635
法人税、住民税及び事業税	13,094	1,075
法人税等還付税額	—	△9,529
法人税等合計	13,094	△8,454
当期純利益又は当期純損失 (△)	28,971	△33,180

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	474,920	128,499	116,184	244,683	△357,239	△357,239	△245	362,118	362,118
当期変動額									
当期純利益					28,971	28,971		28,971	28,971
当期変動額合計	—	—	—	—	28,971	28,971	—	28,971	28,971
当期末残高	474,920	128,499	116,184	244,683	△328,267	△328,267	△245	391,090	391,090

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	474,920	128,499	116,184	244,683	△328,267	△328,267	△245	391,090	391,090
当期変動額									
当期純損失（△）					△33,180	△33,180		△33,180	△33,180
当期変動額合計	—	—	—	—	△33,180	△33,180	—	△33,180	△33,180
当期末残高	474,920	128,499	116,184	244,683	△361,447	△361,447	△245	357,910	357,910

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの……移動平均法による原価法

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づく当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を基礎とした額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

3. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

(会計上の見積り)

会計上の見積りに関する注記については、連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示されたものを除く)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
短期金銭債権	51,684千円	52,874千円
短期金銭債務	5,701	9,403

※2 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。
当座貸越契約による借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
当座貸越限度額	200,000千円	300,000千円
借入実行残高	100,000	300,000
差引額	100,000	—

※3 財務制限条項

前事業年度 (2019年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2020年12月31日)

当事業年度末の借入金のうち1,500,000千円は、次のとおりシンジケートローン契約による財務制限条項が付されており、これらに抵触した場合には当該借入金の一括返済を求められる可能性があります。

(1) 2020年12月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2019年12月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%及び直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

(2) 2020年12月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される当期損益が2期連続して損失とならないようにすること。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	520,242千円	536,820千円
販売費及び一般管理費	30,815	34,359
営業取引以外の取引による取引高	24,957	28,748

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
報酬給与手当	217,485千円	262,546千円
賞与引当金繰入額	13,844	15,921
退職給付費用	5,291	5,626
支払報酬	59,009	58,078

なお、全て一般管理費に属するものであります。

(有価証券関係)

子会社株式 (当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式942,848千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式942,848千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式評価損	45,990千円	45,990千円
貸倒引当金	193,269	193,596
退職給付引当金	13,077	9,898
投資有価証券評価損	6,124	6,124
貸付金利息	14,027	17,375
その他	6,553	8,046
繰延税金資産小計	279,042	281,030
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△279,042	△281,030
評価性引当額小計	△279,042	△281,030
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債	—	—
繰延税金資産純額	—	—

(表示方法の変更)

前事業年度において、繰延税金資産の「その他」に含めていた「貸付金利息」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の繰延税金資産の「その他」に表示していた20,581千円は、「貸付金利息」14,027千円、「その他」6,553千円として組み替えております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.6%	△30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2	0.7
住民税均等割	1.8	1.7
繰戻還付税額	—	2.4
評価性引当額の増減	△2.2	4.8
その他	△0.3	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.1	△20.3

(注) なお、当事業年度においては、税引前当期純損失が計上されているため、法定実効税率をマイナス表示し、調整を行っております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	631,187	1,066	—	632,254
賞与引当金	13,844	15,921	13,844	15,921

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
単元株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 — 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができないやむを得ない事由が生じた時は、日本経済新聞に掲載して公告する。(注) 1
株主に対する特典	なし

(注) 1. 決算情報については、当社ホームページ上に掲載しております。

(ホームページアドレス <https://www.amita-hd.co.jp/>)

2. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利並びに募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第10期）（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）2020年3月19日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年3月19日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第11期第1四半期）（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日）2020年5月14日近畿財務局長に提出

（第11期第2四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月13日近畿財務局長に提出

（第11期第3四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月12日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2020年3月24日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2021年2月10日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（臨時株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2020年10月28日近畿財務局長に提出

2020年3月24日提出の臨時報告書（株主総会における議決権行使の結果）に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

2021年3月17日

アマタホールディングス株式会社

取締役会御中

PwC 京都監査法人
京都事務所

指定社員 公認会計士 松永幸廣 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 矢野博之 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアマタホールディングス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アマタホールディングス株式会社及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2019年12月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2020年3月13日付けで無限定適正意見を表明している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明

することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アマタホールディングス株式会社の2020年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、アマタホールディングス株式会社が2020年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

2021年3月17日

アマタホールディングス株式会社

取締役会 御 中

P w C 京都監査法人
京都事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 松 永 幸 廣 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 矢 野 博 之 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアマタホールディングス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アマタホールディングス株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2019年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2020年3月13日付けで無限定適正意見を表明している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年3月18日
【会社名】	アマタホールディングス株式会社
【英訳名】	AMITA HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 熊野英介
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 唐鎌真一
【本店の所在の場所】	京都府京都市中京区烏丸通押小路ル秋野々町535番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長兼CEO熊野英介及び取締役唐鎌真一は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2020年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠している。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っている。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価の範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社2社及び持分法適用会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の2/3に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金、売上原価、買掛金及びたな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

記載すべき事項はない。

5 【特記事項】

特記すべき事項はない。